



障害福祉サービス（重度訪問介護）の 加算区分決定の誤りについて

障害福祉サービス（重度訪問介護）の支給決定における加算区分について、誤った決定事務を行っていたことが判明しました。このことにより、障害福祉サービス事業所への報酬支払いが過少となっていました。深くお詫びし、再発防止に努めてまいります。

1 誤決定の内容、対象事業所及び金額

内容：一部の利用者の加算について、「重度障害者等包括支援対象者（事業所報酬15%加算）」と決定すべきところを「区分6該当者（事業所報酬8.5%加算）」と決定
事業所数：39事業所
金額：追加給付見込額：約1,500万円程度
（1事業所あたり 最大約500万円～最小約1,000円）

2 経緯

R8.3.5 事業所からの連絡により、加算区分決定の誤りが判明
R8.3.5 過去5年間（令和3年3月～令和8年3月）に重度訪問介護の支給決定が
～R8.4.10 あった利用者について加算区分を点検したところ、新たに複数の誤りが判明
R8.4～ 事業所、利用者へ連絡し謝罪のうえ経緯を説明。
事業所に報酬の追加給付手続きについて説明。

3 原因及び再発防止策

加算の認定条件に対する認識不足から、今回の誤りが発生したため、以下の再発防止策を講じた。

〔障害福祉課〕 事務処理要領等の確認の徹底をあらためて窓口に指示するとともに、窓口向け研修等で丁寧に説明した。

〔各窓口〕 引き続き二重点検による確認を徹底するとともに、担当変更時の引継ぎを着実に行うこととした。

【問い合わせ先】

岡山市 障害福祉課 中西・栗尾 直通086-803-1235 内線5730・5734

補 足 資 料

1. 重度訪問介護のサービス内容、対象者

サービスの内容	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
対象者	障害支援区分が区分4以上（病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分4以上であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた者）であって、次のいずれかに該当する者 1 次のいずれにも該当する者 (1) 二肢以上に麻痺等があること (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること 2 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者

2. 本件の加算

項目	対象者要件	加算要件	加算率
重度障害者等包括支援 対象者	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するもの	重度訪問介護従事者養成研修の修了者等が、対象者要件に該当する者に対して支援を行った場合に加算率の報酬が加算される。	15%
区分6該当者	障害支援区分が区分6に該当する障害者		8.5%

3. 支給決定窓口

北区中央福祉事務所	南区西福祉事務所 *	瀬戸支所総務民生課
北区北福祉事務所	南区南福祉事務所 *	灘崎支所総務民生課
中区福祉事務所 *	御津支所総務民生課	保健所健康づくり課 *
東区福祉事務所 *	建部支所総務民生課	

* 誤った決定事務のあった窓口です。